

議案第37号

木津川市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

木津川市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年木津川市条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月25日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）」の公布により「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

木津川市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年木津川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(職員に係る基準及び当該職員の員数)	(職員に係る基準及び当該職員の員数)
第2条 地域包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに原則としてそれぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 地域包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに原則としてそれぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)・(2) (略) (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。） <u>第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員</u> をいう。) その他これに準ずる者 1人	(1)・(2) (略) (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。） <u>第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者</u> をいう。) その他これに準ずる

<p>2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（<u>木津川市地域包括支援センター運営協議会条例</u>（平成28年木津川市条例第17号）第1条に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(略)</div>	<p>者 1人</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（<u>法施行規則第140条の66第1号</u>（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(略)</div>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。